［参考様式］

（投資証券）

（割当を受けた者）（以下「甲」という。）及び（上場申請銘柄の発行者）（以下「乙」という。）は、株式会社東京証券取引所（以下「東証」という。）の定める「有価証券上場規程施行規則」に基づき、甲が乙より割当を受け取得する 年 月 日発行予定の乙投資口（以下「本件投資口」という。）（口数）口に関し、以下のとおり確約する。

　なお、本件投資口について投資口の分割が行われたときには、当該投資口の分割により取得した投資口についても本件投資口に含むものとする。

第１条 甲は、本件投資口発行の効力発生日である 年 月 日からその上場後６か月間を経過する日（当該日において投資口発行の効力発生日以後１年間を経過していない場合には、投資口発行の効力発生日以後１年間を経過する日）までの間は、本件投資口の全部又は一部を第三者に譲渡しないものとする。ただし、次の各号に掲げる事由が生じ、かつ、甲が乙に対して当該事由により本件投資口の全部又は一部を譲渡したい旨を記載した書面をあらかじめ提出した場合は、この限りではない。

(1) 甲の経営又は資産の状態が著しく悪化した場合

(2) 本件投資口の全部又は一部を譲渡することが社会通念上やむを得ないと認められる場合

第２条 甲は、本件投資口の全部又は一部を譲渡した場合には、直ちに、譲渡を受けた者の氏名及び住所、譲渡投資口口数、譲渡日、譲渡価格、譲渡方法、譲渡の理由等を、乙に書面により報告する。

２　甲は、乙が東証から本件投資口の所有状況について照会を受け、当該照会に基づき本件投資口の所有状況について乙から確認を求められた場合には、直ちに、その内容について乙に報告する。

３ 乙は、甲の本件投資口の譲渡が上場申請日前に行われたときには上場申請のときに、上場申請した日以後上場後６か月間を経過する日（当該日において投資口発行の効力発生日以後１年間を経過していない場合には、投資口発行の効力発生日以後１年間を経過する日）までの間に行われたときには譲渡後直ちに、当該譲渡の内容を記載した書面を東証に提出し、東証から本件投資口の所有状況について照会を受けた場合には遅滞なく、当該所有状況を東証に報告する。

４ 甲は、乙が本件投資口の譲渡又は所有状況に関する内容について東証に報告することに同意し、甲及び乙は、東証がこれを公衆の縦覧に供することに同意する。

第３条 乙は、上場計画を変更し、本件投資口発行の効力発生日が上場申請日の６か月前の日以後の期間に入らないことが確定したときはその旨を、甲に対して文書で通知することとする。

２ 前項の通知を受けた場合は、前２条の規定は効力を失う。

第４条 乙が上場申請を行う場合、本確約書の写しは、上場申請書類に添付されるものとする。

２ 甲及び乙は、東証が本確約書の写しを公衆の縦覧に供することに同意する。

この確約書の証として本確約書１通を作成し、甲及び乙記名捺印のうえ、乙が正本を、甲がその写しをそれぞれ保有するものとする。

年 月 日

甲 （住 所）

（氏 名） 印

乙 （住 所）

（氏 名） 印